

## 令和 8 年度名古屋市国民健康保険料計算例

計算例の均等割額と所得割額の料率

内訳	均等割額	所得割額の料率
医療分	50,591 円	0.0883
支援金分	15,784 円	0.0258
介護分 (40 歳～64 歳のみ)	16,120 円	0.0234
子ども分	1,863 円 (均等割額 1,771 円・ 18 歳以上均等割 92 円)	0.0026

※計算手順や端数処理については一部簡略化して記載しています。

モデルケース 1 (20 歳の単身世帯)

世帯主(給与収入 85 万円(給与所得 20 万円))・障害者控除(本人)無し・扶養家族無し

1. 加入者の「基礎となる所得額」の計算

- 世帯主：20 万円(所得)－43 万円<0→0 円

2. 世帯の所得基準による減額の判定に用いる所得

- 世帯主：20 万円

3. 国民健康保険料の計算

- 医療分・所得割額：0 円(A)
- 医療分・均等割額：50,591 円×1 人=50,591 円(B)
- 医療分・所得基準による減額：50,591 円×0.7=35,414 円(C)
- 均等割額の独自控除：2,000 円(D)
- 支援金分・所得割額：0 円(E)
- 支援金分・均等割額：15,784 円×1 人=15,784 円(F)
- 支援金分・所得基準による減額：15,784 円×0.7=11,049 円(G)
- 子ども分・所得割額：0 円(H)
- 子ども分・均等割額：1,771 円×1 人=1,771 円(I)
- 子ども分(均等割額)・所得基準による減額：1,771 円×0.7=1,240 円(J)
- 子ども分・18 歳以上均等割額：92 円×1 人=92 円(K)
- 子ども分(18 歳以上均等割額)・所得基準による減額：92 円×0.7=65 円(L)

国民健康保険料：(A+B-C-D)+(E+F-G)+(H+I-J+K-L)=18,450 円

(医療分、支援金分、子ども分それぞれ 10 円未満切捨て後に合算)

モデルケース 2(68 歳の単身世帯)

世帯主(年金収入 160 万円(年金所得 50 万円))・障害者控除(本人)無し・扶養家族無し

1. 加入者の「基礎となる所得額」の計算

- 世帯主：50 万円(所得)－43 万円＝7 万円

2. 世帯の所得基準による減額の判定に用いる所得

- 世帯主：35 万円

※前年 12 月 31 日時点で 65 歳以上の人の公的年金等に係る所得は、15 万円を控除した後の金額で所得基準による減額の判定を行います。

3. 国民健康保険料の計算

- 医療分・所得割額：7 万円(世帯主の基礎となる所得額)×0.0883＝6,181 円(A)
- 医療分・均等割額：5,0591 円×1 人＝50,591 円(B)
- 医療分・所得基準による減額：50,591 円×0.7＝35,414 円(C)
- 均等割額の独自控除：2,000 円(D)
- 支援金分・所得割額：7 万円(世帯主の基礎となる所得額)×0.0258＝1,806 円(E)
- 支援金分・均等割額：15,784 円×1 人＝15,784 円(F)
- 支援金分・所得基準による減額：15,784 円×0.7＝11,049 円(G)
- 子ども分・所得割額：7 万円(世帯主の基礎となる所得額)×0.0026＝182 円(H)
- 子ども分・均等割額：1,771 円×1 人＝1,771 円(I)
- 子ども分(均等割額)・所得基準による減額：1,771 円×0.7＝1,240 円(J)
- 子ども分・18 歳以上均等割額：92 円×1 人＝92 円(K)
- 子ども分(18 歳以上均等割額)・所得基準による減額：92 円×0.7＝65 円(L)

国民健康保険料：(A+B-C-D)+(E+F-G)+(H+I-J+K-L)＝26,630 円

(医療分、支援金分、子ども分それぞれ 10 円未満切捨て後に合算)

モデルケース 3(51 歳の単身世帯)

世帯主(給与収入 360 万円(給与所得 244 万円))・障害者控除(本人)無し・扶養家族無し

1. 加入者の「基礎となる所得額」の計算

- 世帯主：244 万円(所得)－43 万円＝201 万円

2. 国民健康保険料の計算

- 医療分・所得割額：201 万円(世帯主の基礎となる所得額)×0.0883＝177,483 円(A)
- 医療分・均等割額：50,591 円×1 人＝50,591 円(B)
- 支援金分・所得割額：201 万円(世帯主の基礎となる所得額)×0.0258＝51,858 円(C)
- 支援金分・均等割額：15,784 円×1 人＝15,784 円(D)
- 介護分・所得割額：201 万円(世帯主(40 歳から 64 歳の加入者)の基礎となる所得額)×0.0234＝47,034 円(E)
- 介護分・均等割額：16,120 円×1 人＝16,120 円(F)
- 子ども分・所得割額：201 万円(世帯主の基礎となる所得額)×0.0026＝5,226 円(G)

- 子ども分・均等割額：1,771 円×1 人=1,771 円(H)
- 子ども分・18 歳以上均等割額：92 円×1 人=92 円(I)

国民健康保険料：(A+B)+(C+D)+(E+F)+(G+H+I)=365,940 円

(医療分、支援金分、介護分、子ども分それぞれ 10 円未満切捨て後に合算)

モデルケース 4(45 歳世帯主・38 歳配偶者)

世帯主(給与収入 400 万円(給与所得 276 万円))・障害者控除(本人)有り・扶養家族 1 名有り

配偶者(収入無し)・障害者控除(本人)無し・扶養家族無し

### 1. 加入者の「基礎となる所得額」の計算

- 世帯主：276 万円(所得)−43 万円=233 万円

### 2. 所得割額の独自控除の計算に用いる額

- 世帯主：障害者控除(本人)有り(92 万円)+障害者控除の対象でない扶養家族(33 万円)×1 人=125 万円

### 3. 国民健康保険料の計算

- 医療分・所得割額：233 万円(世帯主の基礎となる所得額)×0.0883=205,739 円(A)
- 医療分・均等割額：50,591 円×2 人=101,182 円(B)
- 医療分・所得割額の独自控除：125 万円(世帯主の所得割額の独自控除の計算に用いる額)×0.0883=110,375 円(C)
- 支援金分・所得割額：233 万円(世帯主の基礎となる所得額)×0.0258=60,114 円(D)
- 支援金分・均等割額：15,784 円×2 人=31,568 円(E)
- 支援金分・所得割額の独自控除：125 万円(世帯主の所得割額の独自控除の計算に用いる額)×0.0258=32,250 円(F)
- 介護分・所得割額：233 万円(世帯主(40 歳から 64 歳の加入者)の基礎となる所得額)×0.0234=54,522 円(G)
- 介護分・均等割額：16,120 円×1 人(40 歳から 64 歳の加入者)=16,120 円(H)
- 介護分・所得割額の独自控除：125 万円(世帯主(40 歳から 64 歳の加入者)の所得割額の独自控除の計算に用いる額)×0.0234=29,250 円(I)
- 子ども分・所得割額：233 万円(世帯主の基礎となる所得額)×0.0026=6,058 円(J)
- 子ども分・均等割額：1,771 円×2 人=3,542 円(K)
- 子ども分・18 歳以上均等割額：92 円×2 人=184 円(L)
- 子ども分・所得割額の独自控除：125 万円(世帯主の所得割額の独自控除の計算に用いる額)×0.0026=3,250 円(M)

国民健康保険料：(A+B−C)+(D+E−F)+(G+H−I)+(J+K+L−M)=303,890 円

(医療分、支援金分、介護分、子ども分それぞれ 10 円未満切捨て後に合算)

モデルケース5(世帯主25歳・配偶者22歳)

世帯主(給与収入200万円(給与所得132万円))・障害者控除(本人)無し・扶養家族1名(障害者控除の対象)有り

配偶者(収入無し)・障害者控除(本人)有り・扶養家族無し

1. 加入者の「基礎となる所得額」の計算

- 世帯主：132万円(所得)－43万円＝89万円

2. 世帯の所得基準による減額の判定に用いる所得

- 世帯主：132万円

3. 所得割額の独自控除の計算に用いる額

世帯主：障害者控除の対象である扶養家族(86万円)×1人＝86万円

※配偶者は「障害者控除(本人)有り」だが、個人ごとに算出した配偶者の所得割額が0円のため、所得割額の独自控除の計算対象外

4. 国民健康保険料の計算

- 医療分・所得割額：89万円(世帯主の基礎となる所得額)×0.0883＝78,587円(A)
- 医療分・均等割額：50,591円×2人＝101,182円(B)
- 医療分・所得基準による減額：50,591円×0.2×2＝20,238円(C)
- 医療分・所得割額の独自控除：86万円(世帯主の所得割額の独自控除の計算に用いる額)×0.0883＝75,938円(D)
- 均等割額の独自控除：2,000円×2人＝4,000円(E)
- 支援金分・所得割額：89万円(世帯主の基礎となる所得額)×0.0258＝22,962円(F)
- 支援金分・均等割額：15,784円×2人＝31,568円(G)
- 支援金分・所得基準による減額：15,784円×0.2×2＝6,314円(H)
- 支援金分・所得割額の独自控除：86万円(世帯主の所得割額の独自控除の計算に用いる額)×0.0258＝22,188円(I)
- 子ども分・所得割額：89万円(世帯主の基礎となる所得額)×0.0026＝2,314円(J)
- 子ども分・均等割額：1,771円×2人＝3,542円(K)
- 子ども分(均等割額)・所得基準による減額：1,771円×0.2×2＝710円(L)
- 子ども分・18歳以上均等割額：92円×2人＝184円(M)
- 子ども分(18歳以上均等割額)・所得基準による減額：92円×0.2×2＝38円(N)
- 子ども分・所得割額の独自控除：86万円(世帯主の所得割額の独自控除の計算に用いる額)×0.0026＝2,236円(O)

国民健康保険料：(A+B-C-D-E)+(F+G-H-I)+(J+K-L+M-N-O)＝108,660円

(医療分、支援金分、子ども分それぞれ10円未満切捨て後に合算)

モデルケース6(世帯主72歳・配偶者70歳)

世帯主(年金収入300万円(年金所得190万円))・障害者控除(本人)無し・扶養家族1名有り

配偶者(年金収入100万円(年金所得0円))・障害者控除(本人)無し・扶養家族無し

1. 加入者の「基礎となる所得額」の計算

- 世帯主：190万円(所得)－43万円＝147万円

2. 所得割額の独自控除の計算に用いる額

世帯主：障害者控除の対象でない扶養家族(33万円)×1人＝33万円

3. 国民健康保険料の計算

- 医療分・所得割額：147万円(世帯主の基礎となる所得額)×0.0883＝129,801円(A)
- 医療分・均等割額：50,591円×2人＝101,182円(B)
- 医療分・所得割額の独自控除：33万円(世帯主の所得割額の独自控除の計算に用いる額)×0.0883＝29,139円(C)
- 支援金分・所得割額：147万円(世帯主の基礎となる所得額)×0.0258＝37,926円(D)
- 支援金分・均等割額：15,784円×2人＝31,568円(E)
- 支援金分・所得割額の独自控除：33万円(世帯主の所得割額の独自控除の計算に用いる額)×0.0258＝8,514円(F)
- 子ども分・所得割額：147万円(世帯主の基礎となる所得額)×0.0026＝3,822円(G)
- 子ども分・均等割額：1,771円×2人＝3,542円(H)
- 子ども分・18歳以上均等割額：92円×2人＝184円(I)
- 支援金分・所得割額の独自控除：33万円(世帯主の所得割額の独自控除の計算に用いる額)×0.0026＝858円(J)

国民健康保険料：(A+B-C)+(D+E-F)+(G+H+I-J)＝269,510円

(医療分、支援金分、子ども分それぞれ10円未満切捨て後に合算)

モデルケース7(世帯主73歳・配偶者69歳)

世帯主(年金収入320万円(年金所得210万円))・障害者控除(本人)有り・扶養家族1名有り

配偶者(年金収入140万円(年金所得30万円))・障害者控除(本人)無し・扶養家族無し

1. 加入者の「基礎となる所得額」の計算

- 世帯主：210万円(所得)－43万円＝167万円
- 配偶者：30万円(所得)－43万円<0→0円

2. 所得割額の独自控除の計算に用いる額

世帯主：障害者控除(本人)有り(92万円)＋障害者控除の対象でない扶養家族(33万円)×1人＝125万円

3. 国民健康保険料の計算

- 医療分・所得割額：167万円(世帯主の基礎となる所得額)×0.0883＝147,461円(A)
- 医療分・均等割額：50,591円×2人＝101,182円(B)
- 医療分・所得割額の独自控除：125万円(世帯主の所得割額の独自控除の計算に用いる額)×0.0883＝110,375円(C)

- 支援金分・所得割額：167万円(世帯主の基礎となる所得額)×0.0258=43,086円(D)
- 支援金分・均等割額：15,784円×2人=31,568円(E)
- 支援金分・所得割額の独自控除：125万円(世帯主の所得割額の独自控除の計算に用いる額)×0.0258=32,250円(F)
- 子ども分・所得割額：167万円(世帯主の基礎となる所得額)×0.0026=4,342円(G)
- 子ども分・均等割額：1,771円×2人=3,542円(H)
- 子ども分・18歳以上均等割額：92円×2人=184円(I)
- 子ども分・所得割額の独自控除：125万円(世帯主の所得割額の独自控除の計算に用いる額)×0.0026=3,250円(J)

国民健康保険料：(A+B-C)+(D+E-F)+(G+H+I-J)=185,470円

(医療分、支援金分、子ども分それぞれ10円未満切捨て後に合算)

モデルケース8(世帯主38歳・子10歳・子5歳(未就学児))

世帯主(給与収入300万円(給与所得202万円))・寡婦控除有り・扶養家族2名有り、子(二人とも収入無し)

1. 加入者の「基礎となる所得額」の計算

- 世帯主：202万円(所得)－43万円=159万円

2. 世帯の所得基準による減額の判定に用いる所得

- 世帯主：202万円

3. 所得割額の独自控除の計算に用いる額

- 世帯主：寡婦控除有り(92万円)＋障害者控除の対象でない扶養家族(33万円)×2人=158万円

4. 国民健康保険料の計算

- 医療分・所得割額：159万円(世帯主の基礎となる所得額)×0.0883=140,397円(A)
- 医療分・均等割額：50,591円×3人=151,773円(B)
- 医療分・所得基準による減額：50,591円×0.2×3人=30,357円(C)
- 医療分・子ども減額額：50,591円－10,119円(未就学児の加入者に係る医療分・所得基準による減額額)×0.5×1人(未就学児の加入者)=20,236円(D)
- 医療分・所得割額の独自控除：158万円(世帯主の所得割額の独自控除の計算に用いる額)×0.0883=139,514円(E)
- 均等割額の独自控除：2,000円×3人=6,000円(F)
- 支援金分・所得割額：159万円(世帯主の基礎となる所得額)×0.0258=41,022円(G)
- 支援金分・均等割額：15,784円×3人=47,352円(H)
- 支援金分・所得基準による減額：15,784円×0.2×3人=9,471円(I)
- 支援金分・子ども減額額：(15,784円－3,157円(未就学児の加入者に係る支援金分・所得基準による減額額))×0.5×1人(未就学児の加入者)=6,314円(J)
- 支援金分・所得割額の独自控除：158万円(世帯主の所得割額の独自控除の計算に用いる額)×0.0258=40,764円(K)
- 子ども分・所得割額：159万円(世帯主の基礎となる所得額)×0.0026=4,134円(L)
- 子ども分・均等割額：1,771円×3人=5,313円(M)

- 子ども分（均等割額）・所得基準による減額：1,771 円×0.2×3 人=1,065 円(N)
- 子ども分・子ども減額額：(1,771 円-355 円(未就学児の加入者に係る子ども分・所得基準による減額額)) ×0.5×1 人(未就学児の加入者)=708 円(O)
- 子ども分・18 歳未満被保険者の減額額：(1,771 円-355 円(所得基準による減額額)) ×1 人+(1,771 円-355 円(所得基準による減額額) -708 円(子ども減額額)) ×1 人=2,124 円(P)
- 子ども分・18 歳以上均等割額：92 円×1 人=92 円(Q)
- 子ども分（18 歳以上均等割額）・所得基準による減額：92 円×0.2×1 人=19 円(R)
- 子ども分・所得割額の独自控除：158 万円(世帯主の所得割額の独自控除の計算に用いる額)×0.0026=4,108 円(S)

国民健康保険料：(A+B-C-D-E-F)+(G+H-I-J-K) + (L+M-N-O-P+Q+R-S)

=129,390 円

(医療分、支援金分、子ども分それぞれ 10 円未満切捨て後に合算)

モデルケース 9(世帯主 45 歳・配偶者 42 歳・子 12 歳)

世帯主(事業所得 276 万円)・障害者控除(本人)無し・扶養家族 1 名有り

配偶者(給与収入 380 万円(給与所得 260 万円))・障害者控除(本人)無し・扶養家族無し

子(収入無し)

### 1. 加入者の「基礎となる所得額」の計算

- 世帯主：276 万円(所得)-43 万円=233 万円
- 配偶者：260 万円(所得)-43 万円=217 万円

### 2. 所得割額の独自控除の計算に用いる額

- 世帯主：障害者控除の対象でない扶養家族×1 人=33 万円
- 配偶者：0 円（該当する独自控除はなし）

### 3. 国民健康保険料の計算

- 医療分・所得割額：233 万円(世帯主の基礎となる所得額)×0.0883+217 万円(配偶者の基礎となる所得額)×0.0883=397,350 円(A)
- 医療分・均等割額：50,591 円×3 人=151,773 円(B)
- 医療分・所得割額の独自控除：33 万円(世帯主の所得割額の独自控除の計算に用いる額)×0.0883=29,139 円(C)
- 支援金分・所得割額：233 万円(世帯主の基礎となる所得額)×0.0258+217 万円(配偶者の基礎となる所得額)×0.0258=116,100 円(D)
- 支援金分・均等割額：15,784 円×3 人=47,352 円(E)
- 支援金分・所得割額の独自控除：33 万円(世帯主の所得割額の独自控除の計算に用いる額)×0.0258=8,514 円(F)
- 介護分・所得割額：233 万円(世帯主(40 歳から 64 歳の加入者)の基礎となる所得額)×0.0234+217 万円(配偶者(40 歳から 64 歳の加入者)の基礎となる所得額)×0.0234=105,300 円(G)
- 介護分・均等割額：16,120 円×2 人(40 歳から 64 歳の加入者)=32,240 円(H)

- 介護分・所得割額の独自控除：33万円(世帯主(40歳から64歳の加入者)の所得割額の独自控除の計算に用いる額の合計額) $\times 0.0234=7,722$ 円(I)
- 子ども分・所得割額：233万円(世帯主の基礎となる所得額) $\times 0.0026+217$ 万円(配偶者の基礎となる所得額) $\times 0.0026=11,700$ 円(J)
- 子ども分・均等割額：1,771円 $\times 3$ 人 $=5,313$ (K)
- 子ども分・18歳以上均等割額：92円 $\times 2$ 人 $=184$ 円(L)
- 子ども分・18歳未満被保険者の減額額：1,771円 $\times 1$ 人 $=1,771$ 円(M)
- 子ども分・所得割額の独自控除：33万円(世帯主の所得割額の独自控除の計算に用いる額) $\times 0.0026=858$ 円(N)

国民健康保険料：(A+B-C)+(D+E-F)+(G+H-I)+(J+K+L-M-N)=819,280円

(医療分、支援金分、介護分、子ども分それぞれ10円未満切捨て後に合算)

モデルケース 10(38歳の単身世帯)

世帯主(上場株式等の課税譲渡所得(申告分離課税)200万円・上場株式等の譲渡損失による繰越控除100万円)・障害者控除(本人)無し・扶養家族無し

#### 1. 加入者の「基礎となる所得額」の計算

- 世帯主：200万円(所得) $-100$ 万円(繰越控除) $-43$ 万円 $=57$ 万円

#### 2. 国民健康保険料の計算

- 医療分・所得割額：57万円(世帯主の基礎となる所得額) $\times 0.0883=50,331$ 円(A)
- 医療分・均等割額：50,591円 $\times 1$ 人 $=50,591$ 円(B)
- 医療分・所得基準による減額：50,591円 $\times 0.2=10,119$ 円(C)
- 均等割額の独自控除：2,000円 $\times 1$ 人 $=2,000$ 円(D)
- 支援金分・所得割額：57万円(世帯主の基礎となる所得額) $\times 0.0258=14,706$ (E)
- 支援金分・均等割額：15,784円 $\times 1$ 人 $=15,784$ 円(F)
- 支援金分・所得基準による減額：15,784円 $\times 0.2=3,157$ 円(G)
- 子ども分・所得割額：57万円(世帯主の基礎となる所得額) $\times 0.0026=1,482$ 円(H)
- 子ども分・均等割額：1,771円 $\times 1$ 人 $=1,771$ 円(I)
- 子ども分(均等割額)・所得基準による減額：1,771円 $\times 0.2=355$ 円(J)
- 子ども分・18歳以上均等割額：92円 $\times 1$ 人 $=92$ 円(K)
- 子ども分(18歳以上均等割額)・所得基準による減額：92円 $\times 0.2=19$ 円(L)

国民健康保険料：(A+B-C-D)+(E+F-G)+(H+I-J+K-L)=119,100円

(医療分、支援金分、子ども分それぞれ10円未満切捨て後に合算)